

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】個人型確定拠出年金（iDeCo）の概況について ～加入対象拡大から1年を経て～ P1
 【コラム】確定給付企業年金のガバナンスに係る制度改正について P7

個人型確定拠出年金（iDeCo）の概況について ～ 加入対象拡大から1年を経て～

1. はじめに

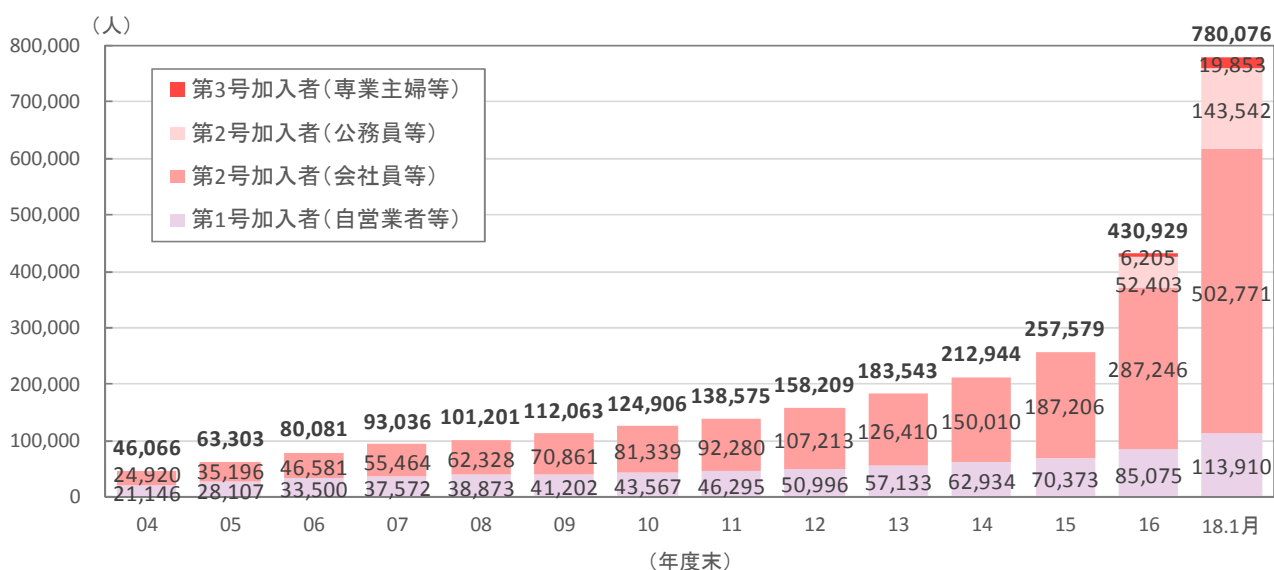
2016（平成28）年6月3日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第66号）により、2017年1月から個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入対象が拡大されて、はや1年が経過しました。本稿では、加入対象が拡大されてから1年間のiDeCoの加入者および掛金等の動向について解説いたします。

2. iDeCoの加入動向

（1）加入者数の動向

2002（平成14）年1月から施行された個人型確定拠出年金（iDeCo）は、企業型確定拠出年金（企業型DC）に比べると加入者数では大きく後れをとっていましたが、2014（平成26）年12月の与党税制改正大綱の公表等を受けて、大きく注目を集めるようになりました。2017年1月から加入対象が拡大されると、2016年度末（2017年3月末）には430,929人、2017年度は1月末（2018（平成30）年1月末）時点で780,076人と、これまでにないペースで急増しています（図表1）。

＜図表1＞個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者数の年次推移

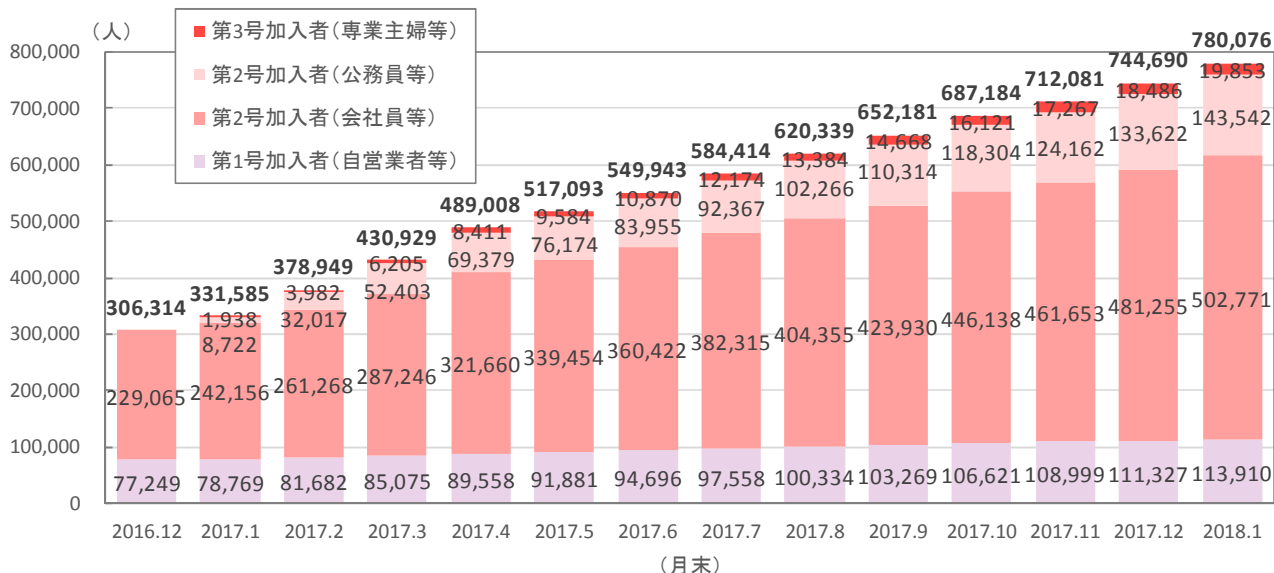


（出所）厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」を基に、りそな年金研究所作成。

(2) 加入対象拡大後の加入者数の動向

2017年1月に施行された加入対象拡大以降の加入者数の推移を月次で見ると（図表2）、拡大前（2016年12月末時点）の加入者数は306,314人だったものが、拡大直後から順調に増加し、2018年1月末時点では拡大前の2.5倍の水準に達するなど、加入対象拡大の影響の大きさがうかがえます。

<図表2> iDeCoの加入者数の月次推移

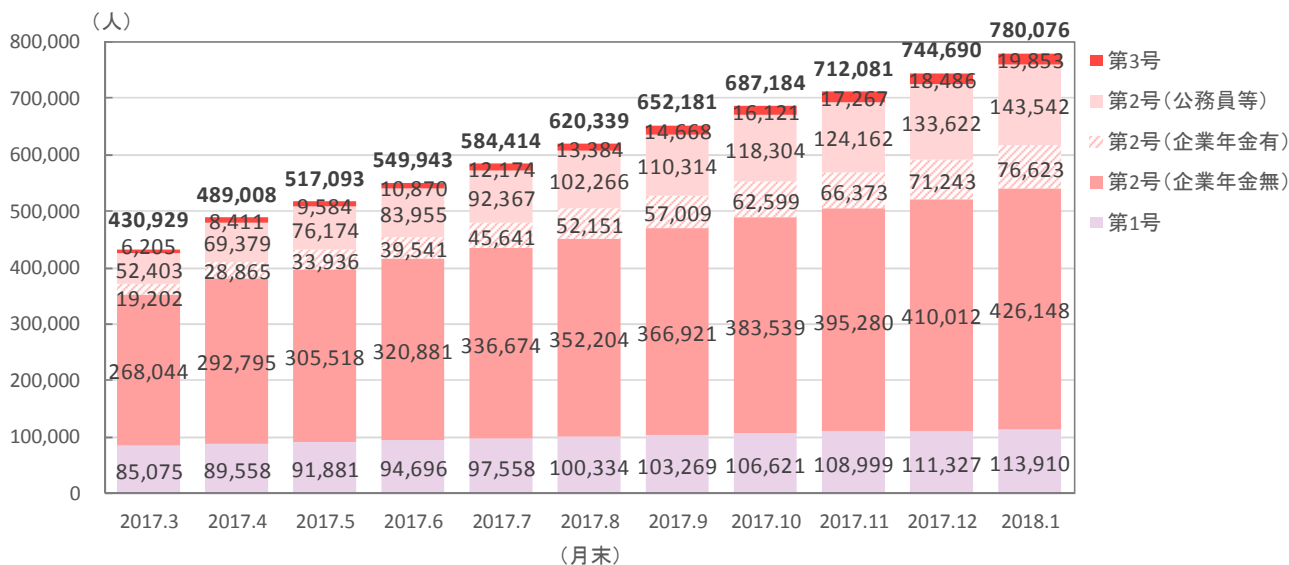


(出所) 厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」を基に、りそな年金研究所作成。

一方、第2号加入者の区分をさらに細分化したうえで2017年3月以降の加入者数の動向をみると（図表3）、新たにiDeCoの加入対象となった「企業年金の有る企業に勤める会社員」「公務員（共済組合員）」および「専業主婦（夫）等」の加入者数の増加幅は合計で162,208人なのに対し、従来からiDeCoの加入対象である「自営業者等」および「企業年金の無い企業に勤める会社員」の加入者数の増加は186,939人となっています。

つまり、現在のiDeCoの加入者数の増加は、新規加入対象者の増加もさることながら、既存加入対象者の底上げの影響も大きいという一面がうかがえます。

<図表3> iDeCoの加入者数の月次推移（加入者区分別）



(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、りそな年金研究所作成。

(3) 公的年金被保険者数に占める加入割合

公的年金被保険者数に占める iDeCo の加入割合を加入対象拡大の前後で比較すると(図表 4)、拡大前の iDeCo の加入割合は全体の 1%にも満たない水準でした。拡大後は、加入者数自体は前述の通り急増しているものの、全体の加入割合はようやく 1%を超えたところであり、iDeCo の普及にはまだまだ拡大の余地があると言えます。

加入者区別にみると、共済組合員(公務員)において 3.23%と最も普及が進んでいる一方、所得控除の恩恵が得られにくいとされている第 3 号加入者(専業主婦(夫)等)は 0.22%といまひとつ普及が進展していない様うかがえます。

＜図表 4＞公的年金被保険者数に占める iDeCo の加入割合

加入者区分	2016 年 3 月末時点			2018 年 1 月末時点		
	①iDeCo 加入者数	②公的年金被保険者数	加入割合 (=①/②)	①iDeCo 加入者数	②公的年金 ^{※3} 被保険者数	加入割合 (=①/②)
第 1 号加入者	70,373 人	1,668 万人	0.42%	113,910 人	1,575 万人	0.72%
第 2 号加入者	—	4,129 万人	—	646,313 人	4,266 万人	1.52%
うち企業年金なし	187,206 人	※ ¹ 2,089 万人	0.90%	426,148 人	※ ¹ 2,273 万人	1.87%
うち企業年金あり	—	※ ² 1,597 万人	—	76,623 人	※ ² 1,549 万人	0.49%
うち共済組合員	—	443 万人	—	143,542 人	445 万人	3.23%
第 3 号加入者	—	915 万人	—	19,853 人	889 万人	0.22%
全体	257,579 人	6,712 万人	0.38%	780,076 人	6,731 万人	1.16%

※1 厚生年金被保険者数から企業年金(厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型確定拠出年金)の加入者数を控除した数値を用いている。なお、企業年金の加入者数は制度間で重複計上されている可能性がある点に留意する必要がある。

※2 企業年金(厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型確定拠出年金)の加入者数の数値を用いているが、制度間で重複計上されている可能性がある点に留意する必要がある。

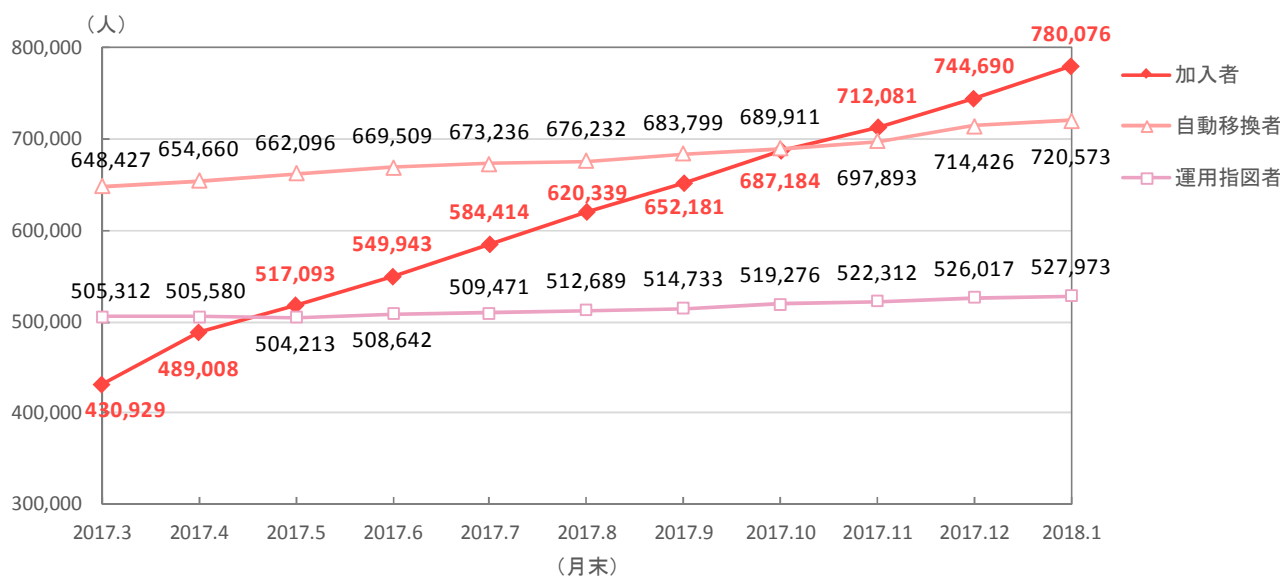
※3 2017 年 3 月末時点の数値を用いている。

(出所) 各種資料等を基に、りそな年金研究所作成。

(4) 運用指図者および自動移換者の動向

iDeCo においては、加入者数よりも運用指図者数および自動移換者数の方が多くなることがかねてより指摘されてきました。しかし、2017 年 3 月以降の加入者数の動向をみると、2017 年 5 月には運用指図者数を、同年 11 月には自動移換者数をそれぞれ上回っています(図表 5)。

＜図表 5＞iDeCo の加入者数・運用指図者数・自動移換者数の月次推移



(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、りそな年金研究所作成。

運用指図者については、加入対象の拡大により、転職・結婚等のライフコースの変更にかかわらず加入者として掛金拠出を継続できるようになったことから、これまで年間 4~5 万件ペースだった増加幅はほぼ半減しています。一方、自動移換者については、iDeCo の知名度・認知度の向上に伴い、自動移換に関する情報や留意点が周知されつつあるものの、自動移換者の増加ペースは従前のままです。

2. iDeCo 加入者の掛金の動向

(1) 掛金額の分布

2018 年 1 月時点の iDeCo 加入者の掛金額の分布状況は、図表 6 の通りです。第 1 号加入者（自営業者等）は、掛金月額 19,000 円以下の者が全体の半数（50.2%）を占めている一方で、掛金月額 65,000 円以上の者が全体の約 20%を占めるなど、二極化の傾向がややみられます。他方、第 2 号加入者および第 3 号

＜図表 6＞iDeCo 加入者の掛金額分布・平均（毎月定額拠出・2018 年 1 月時点）

（単位：人）

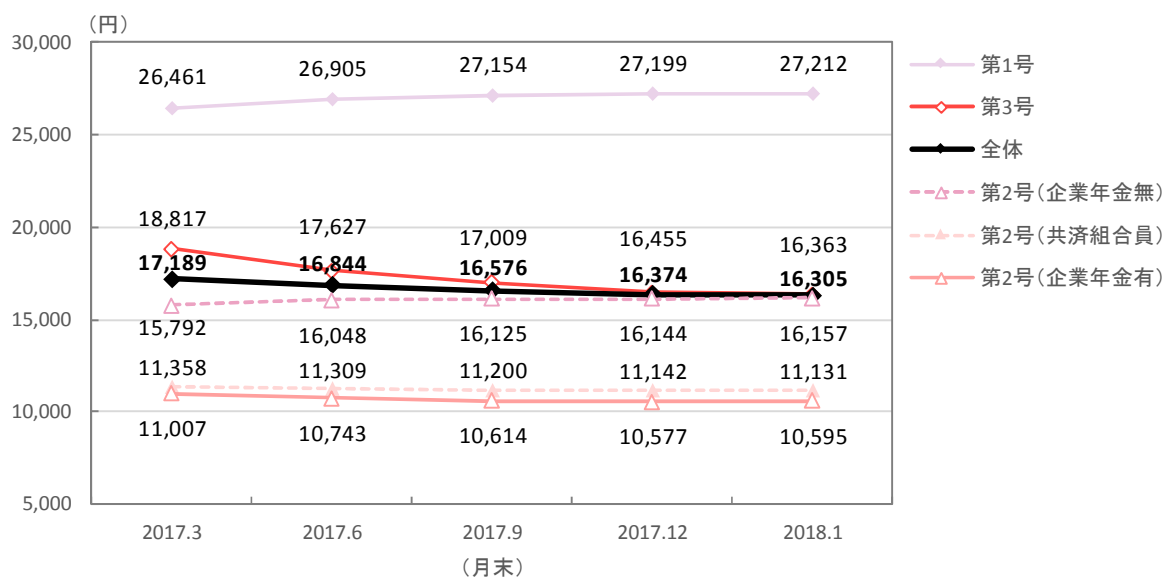
掛金額	全体	第 1 号	第 2 号			第 3 号	
			企業年金無	企業年金有	共済組合員		
5,000 円～	147,245	28,032	114,692	85,828	13,844	15,020	4,521
10,000 円～	308,573	25,452	279,796	89,359	62,000	128,437	3,325
15,000 円～	25,549	3,717	21,302	21,264	38		530
20,000 円～	255,381	13,551	230,359	229,638	721		11,471
25,000 円～	1,501	1,501					
30,000 円～	7,612	7,612					
35,000 円～	962	962					
40,000 円～	2,020	2,020					
45,000 円～	655	655					
50,000 円～	5,440	5,440					
55,000 円～	501	501					
60,000 円～	1,454	1,454					
65,000 円～	22,996	22,996					
人数計※	779,889	113,893	646,149	426,089	76,603	143,457	19,847

平均	金額
第 1 号平均	27,212 円
第 2 号平均	14,381 円
うち企業年金なし	16,157 円
うち企業年金あり	10,595 円
うち共済組合員	11,131 円
第 3 号平均	16,363 円
全体	16,305 円

※ 加入者の掛金分布・平均(毎月定額拠出)の人数は、年単位拠出の届出をしている加入者数を除いている。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」(平成 30 年 1 月時点)

＜図表 7＞iDeCo 加入者の平均掛金額の推移（毎月定額拠出）



(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、りそな年金研究所作成。

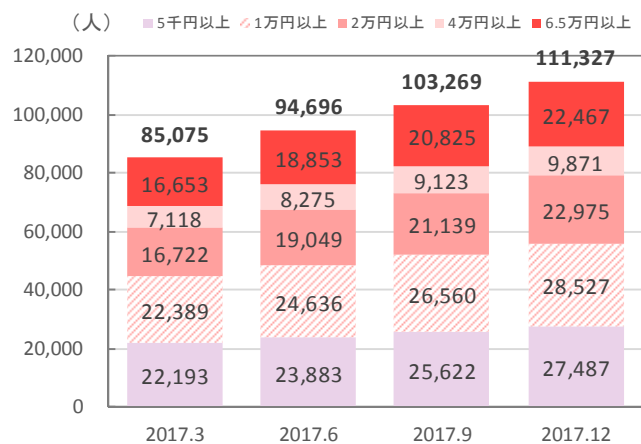
加入者は、第1号加入者に比べて拠出限度額の水準が低いこともあり、上限まで掛金を拠出している者の割合が高くなっています。

掛金額の平均の推移をみると（図表7）、2018年1月末時点における平均額が最も高いのは第1号加入者で27,212円、続いて第3号加入者で16,363円となっています。

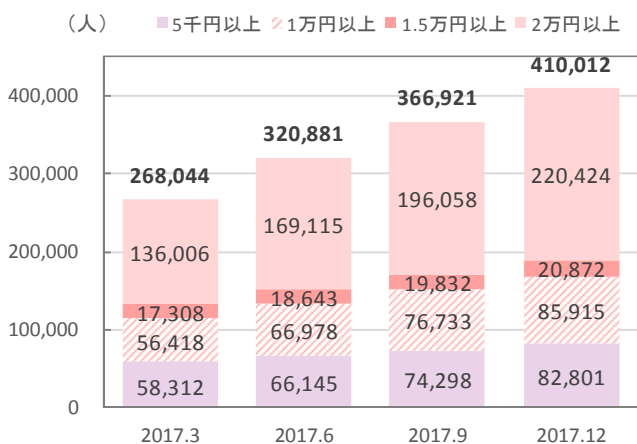
最後に、加入者区分ごとの掛金額の分布の推移は、図表8の通りです。

＜図表8＞iDeCo 加入者の掛金額分布の推移

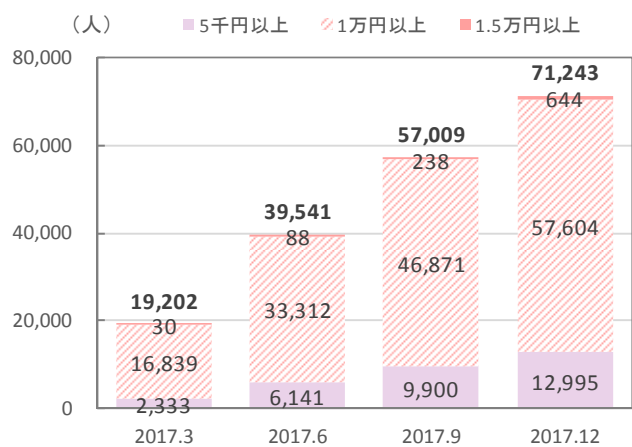
◆第1号加入者



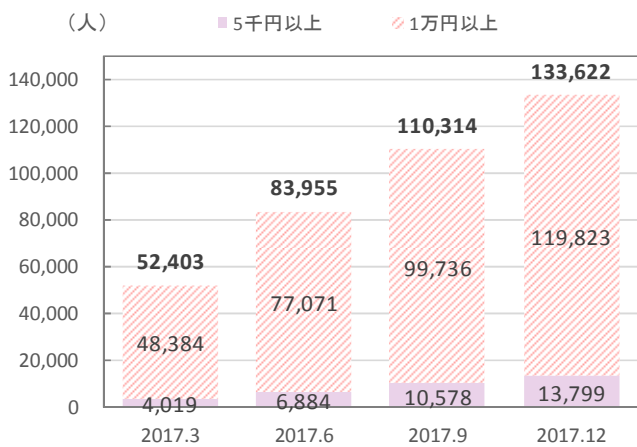
◆第2号加入者(企業年金なし)



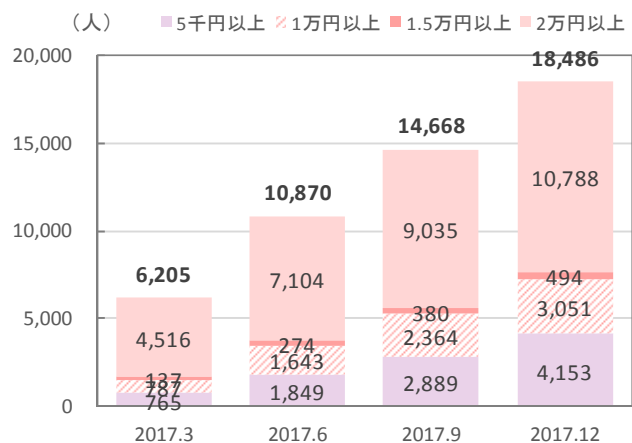
◆第2号加入者(企業年金あり)



◆第2号加入者(共済組合員)



◆第3号加入者



(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、りそな年金研究所作成。

(2) 年単位拠出の利用状況

2018年1月から、iDeCoの掛金の「年単位拠出」が施行されており、年1回あるいは年2回などの拠出の方法が可能となっています。しかし、年単位拠出を行うためには、拠出計画を事前に届出する等の詳細なルールが設けられており、使い勝手や利便性の面で課題があると指摘されていました。

2018年1月時点の状況を見ると（図表9）、年単位拠出の届出をしている加入者数は187人と、加入者数全体のわずか0.02%に留まっています。加入者区分別にみると、共済組合員の届出率が0.06%と最も高くなっています。

＜図表9＞年単位拠出の届出をしている加入者数（2018年1月時点）

（単位：人）

掛金額	全体	第1号	第2号	第3号			
				企業年金無	企業年金有	共済組合員	
人数計	187	17	164	59	20	85	6
年単位拠出届出率	0.02%	0.01%	0.03%	0.01%	0.03%	0.06%	0.03%

（出所）国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」(平成30年1月時点)

3. iDeCoと企業型DCとの同時加入

2017年1月から施行された加入対象の拡大により、勤務先に企業年金がある（＝企業年金の加入対象となっている）会社員もiDeCoに同時加入することが可能となりました。しかし、企業型確定拠出年金（企業型DC）の加入者については、①iDeCoの加入者となることのできる旨を企業型DC規約で定めていること、②実施事業所で加入者拠出（マッチング拠出）を実施していないこと、の2つの条件を満たす必要があります。

企業年金連合会の調査によると（図表10）、iDeCoと企業型DCとの同時加入を「既に認めている」企業型DC規約数は2.6%となっており、「今後可能とする予定」を含めても全体の5%程度となっています。一方、同時加入を「可能とする予定はない」としている規約数は49.5%となっており、「未定」を含めるとじつに全体の94.4%にのぼります。iDeCoとの同時加入に際しては、企業型DCでも諸般の制度の見直し（規約変更、拠出額の再設定 etc）が必要となることがネックになっているものと推察されます。

＜図表10＞iDeCoと企業型DCの同時加入の意向

既に同時加入可能としている	2.6%
同時加入可能とする予定	3.1%
同時加入可能とする予定はない	49.5%
未定(わからない)	44.9%

（出所）企業年金連合会「2016(平成28)年度決算 確定拠出年金実態調査結果(概要)」

＜ご参考資料＞

確定拠出年金の施行状況（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/sekou.html>

iDeCo公式サイト：業務状況（国民年金基金連合会）

<https://www.ideco-koushiki.jp/library/status/>

確定拠出年金に関する実態調査（企業年金連合会）

https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/dc_cyosa/index.html

（りそな年金研究所 谷内 陽一）

確定給付企業年金のガバナンスに係る制度改正について

昨年（2017（平成29）年）11月8日、確定給付企業年金（DB）のガバナンスに関する省令および通知の改正案の意見募集（パブリックコメント）結果が公表されるとともに、関連省令・通知が公布・発出されました。そこで、第89回のコラムのテーマは、「確定給付企業年金のガバナンスに係る制度改正」に関する、ある信託銀行の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

Aさん：昨年（2017年）11月8日付で、「代議員の選任のあり方」および「資産運用ルールの見直し」に関する省令・通知が公布・発出されましたね。総合型の企業年金基金においては、今後どのような対応が必要になるのでしょうか？

B課長：複数事業主が共同で実施する基金については、事業主が基金の実施主体であるという意識が低くなりやすい懸念があり、事業主の基金運営への参加意識を高める観点から、代議員の選任基準の見直しが行われたんだ。ただし、下表に掲げる要件を満たす組織体（設立母体等）が存在する基金については、見直し後の選任基準は適用されないよ。

◆改正後の代議員の選任基準の適用対象外となる「組織体」の要件

要件	内容
組織率	実施事業所の事業主の9割以上が所属すること
設立根拠	法令に根拠のあること
加入の推奨	構成員である事業主に対して基金への加入を義務付けまたは推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できること
運営方針の決定	基金における方針決定の手續に先だて、基金の運営方針（基金の実施および解散、給付設計（加入者の資格、福利厚生事業、権利義務移転承継、資産の受入れに関する事項を含む）、掛金および資産運用に関する方針）を組織決定していること
運営状況の検証	基金の運営状況について定期的（四半期に1回程度）に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が内部の委員会規程・定款等に定められており、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できること

Aさん：今般の見直し内容には、「代議員の定数の設定」や「選出手続きの明確化」などがあったと思いますが、じつは完全に理解しているわけではありません。

B課長：そうか。それでは一通り説明しよう。基金からの問合せにも役立つので、この機会にしっかりと理解しておいてね。

Aさん：はい、わかりました。

B課長：まずは、代議員の定数の設定について説明しよう。現行は、「偶数であること」「半数は事業主において選定し、半数は加入者による互選で選出すること」という規定のみだけど、今回の改正により、「選定代議員」が3人（理事長・理事長代理・監事）以上、加入者間で互選する「互選代議員」が3人（選定代議員と同数）以上とされたんだ。さらに、上表の要件を満たさない基金については、選定代議員の数は事業主の数の10分の1（事業主の数が500を超える場合は50）以上とされたんだ。

Aさん：なるほど。ところで、規約に代議員の定数について具体的な人数を記載すると、実施事業所の追加編入があった場合、その都度規約の変更が必要になると思いますが、いかがでしょうか？

B課長：そうだね、そうになってしまうかな。ただ、改正後の課長通知（確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について）によると、審査要領欄には代議員の定数の基準が示されているのみで、具体的な定数を記載する体裁とはなっていないんだ。

Aさん：なるほど、わかりました。今回の改正で規約の変更が必要となるのは、①代議員の数が6人未達の基金と、②選定代議員が事業主数の10分の1（最大50）以上になっていない基金、ということですね。ただ、前述の選任基準の見直しの有無にかかわらず、代議員の定数を定めると

なると、基金としての方向性決定や関係者（母体・事業主等）の合意形成に相当の時間を要すると思うのですが・・・

B 課 長：そうだね。意見募集時に各方面からそのような意見が寄せられたため、当初は2018（平成30）年4月1日が施行日となっていたけど、同年10月1日以降の「基金の設立時」または「代議員の任期満了時」の選定から施行されることとなったんだ。ちなみに、選定代議員数の根拠となる事業所数の基準日も、上記の通りになるんだよ。

A さ ん：そうなんですね。

B 課 長：次に、代議員の選出手続きの明確化について説明しよう。現行は、加入者による互選で選出する互選代議員については「あらかじめ規程を設けるなどにより民主的に、かつ適正に行うこと」と規定されているのだが、選定代議員については特に規定はなかったんだ。今回の改正により、選定代議員についても、あらかじめ規程を設けるなど選出手続きについて明確化することが求められているんだ。さらに、前述の組織体の要件を満たさない基金については、すべての事業主が選定行為に携わるようにするとの目的から、選定代議員の選定は全ての事業主により行うこととなったんだよ。

A さ ん：具体的には、どのような方法になるのでしょうか。

B 課 長：選定方法としては、①事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法、②各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する方法、のいずれかを基本とし、①および②の指名を希望しない事業主は、③選定行為を現役員・職員以外の第三者（選定人）に委任できる方法も選択可能とされたんだ。

A さ ん：代議員の数を増やすことと同時に、積極的な情報開示の推進などにより基金の運営方法を見直すことによっても、基金参画に対する意識・関心が高まるのではないのでしょうか。

B 課 長：いい意見だね。実は、代議員会で審議された事項については、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこと、とされているんだ。また、実施事業所が全国に点在するなど、代議員が一堂に会して代議員会を開催することが困難である基金も想定されることから、代議員会への書面参加およびテレビ会議システム等を利用する場合のモデル規約が行政より示されたんだ。

A さ ん：テレビ会議となると、留意すべき事項等がありそうですね。

B 課 長：そうだね、規約や「代議員会会議規程」等の変更が必要になるが、その他にも、「議案の審議前に、出席代議員（開催場所外から出席する者も含む）が相互に画像および音声を正確に発信・受信できているかを確認すること」「正常に議論が交わされ、システムが正常に稼働した状態で審議が終了したことを議長が確認すること」「上記の確認事項、代議員が会議に出席した場所等について議事録に記載すること」および「代議員会でテレビ会議システム等を活用する場合には、その方法を示した招集状を送付するほか、この事項を公告しなければならないこと」等の留意事項があげられているんだ。

A さ ん：代議員会は、代議員の定数の半数以上が出席しなければ、議事を開いたり議決をすることができないとされていますが、書面参加の場合はどうなるんですか。

B 課 長：書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使する者は、代議員会の出席者とみなされるよ。

A さ ん：承知しました。今後の基金からの照会に対応できるよう、しっかり復習しておきます。ありがとうございました。

（年金業務部 事務サポートグループ 鈴木 洋介）

企業年金ノート 2018(平成30)年3月号 No.599

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所
〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>